

役員・評議員・第三者委員等の報酬費用弁償規程

社会福祉法人 信成会

役員・評議員・第三者委員等の報酬費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人信成会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき役員及び評議員並びに苦情解決第三者委員、評議員選任・解任委員等（以下「役員・評議員等」）の報酬費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事並びに評議員をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬の額の算定方法)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 この法人の理事の報酬は、年間25万円以内とする。
- 3 この法人の監事の報酬総額は、年間15万円以内とする
- 4 当法人では、常勤の理事を設置していないため非常勤役員に対する報酬は別表1及び別表2に定める額とする。

(報酬)

第4条 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員、苦情解決第三者委員、評議員選任・解任委員、法人本部非常勤従事者等の職務執行の対価として支払われるものとする。

- 2 役員及び評議員等が理事会又は評議員会に出席したとき並びに監事が事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給することができる。なお、同日にあわせて法人の職務を行った場合、報酬は支払わないものとする。
- 3 役員及び評議員等が、理事会又は評議員会並びに監事監査指導以外の日において、法人業務及び事業運営のため業務にあたった場合には、別表2により報酬を支給することができる。
- 4 苦情解決第三者委員が委員会を開催し出席したとき、また、理事会又は評議員会に出

席したときは出席の都度、別表1により報酬を支払うものとする。なお、委員会に出席し同日に開催された理事会及び評議員会に出席した時は、これらに係る報酬は支払わないものとする。

5 評議員選任・解任委員が委員会を開催し出席したときは出席の都度、別表1により報酬を支払うものとする。なお、同日にあわせて法人の職務を行った場合、報酬は支払わないものとする。

3 業務内容により理事長が必要と認める場合は、この限りでない。

(費用弁償)

第5条 法人の業務の為の移動費用は、別表3に定める額の費用を弁償する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬並びに旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 委託業者であって法人役員及び評議員等を兼務する者については、第2条の(2)から(3)については、この規程は適用しない。

また、社会福祉法人信成会の職員等で役員等を兼務する者については第2条及び第3条並びに第4条の規定は適用しない。

(職務証跡)

第8条 法人と委任関係のある役員、評議員、苦情解決第三者委員、評議員選任・解任委員等は、法人職務証跡として「出席者名簿または受領書」に記名あるいは押印、又は出勤簿に押印し、証跡の作成に協力するものとする。

(報酬・費用弁償の辞退)

第9条 役員及び評議員等は、報酬・費用弁償額の全部又は一部につき辞退することができる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改定)

第10条 この規程の改定については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年5月1日より適用する。

この規程は、令和6年7月1日より施行する。

役員・評議員・第三者委員等の報酬費用弁償規程（別表）

別表 1（第2条1項関係）名称	報 酬（日額）
評議員会出席報酬	5,000円（県内在住） 10,000円（県外在住）
理事会出席報酬	
監事監査指導報酬	
苦情解決第三者委員報酬	
評議員選任・解任委員会出席報酬	

別表 2（第2条第2項関係）名称	報 酬（日額）
評議員業務報酬	5,000円（県内在住）
理事・監事業務報酬	10,000円（県外在住）

別表 3（第3条関係）名称	移動費用（日額）
市内在住評議員及び役員等費用弁償	実費弁償
県内在住評議員及び役員等費用弁償	
県外在住評議員及び役員等費用弁償	実費弁償

（注）交通費が費用弁償の額を超える場合は、本人の選択により費用弁償額または実費交通費のいずれかを支払う。

別表 4（第4条関係）名称	報酬及び旅費（日額）
業務報酬	5,000円
旅費	実費弁償
宿泊費	実費弁償
その他	実費弁償